

医療介護総合確保促進法に基づく 県計画

平成26年10月
佐賀県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

①計画の位置づけ

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「医療介護総合確保促進法」という。)第4条に基づき、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(以下「総合確保方針」という。)に即して、かつ、「佐賀県保健医療計画(第6次)」との整合性を確保しながら、本県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画である。

②計画の意義

本県の医療・介護を取り巻く環境を考えると、県民の高齢化が進んでおり、これにより、医療・介護が必要となる県民の割合の増加が予想される。

また、認知症高齢者の増加も予想され、認知症になっても地域で暮らしていける体制づくりが求められる。

さらに、高齢者のみの世帯が増え、家族看護・介護力が低下すると考えられる。

このように、高齢化が進むと医療や介護を必要とする人がますます増加するが、本県の現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分対応できるとは言い難い。

今後は、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を同時に進めていく必要がある。

このため、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用しながら、必要なサービスを確保し、県民が住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくために本計画を作成するものである。

③計画に基づき実施する事業

計画に基づき実施する事業については、医療介護総合確保促進法第4条第2項第2号及び「総合確保方針」第4、二「基金を充てて実施する事業の範囲」において対象とされる以下の事業とする。

なお、平成26年度計画においては、医療に関する事業のみを対象とする。

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 居宅等における医療の提供に関する事業
- 医療従事者の確保に関する事業

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

①区域設定における考え方

総合確保方針によると、医療介護総合確保区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域とされている。

そこで設定に際し、以下のことを考慮する。

- ・平成 26 年度計画は、医療に関する事業だけが対象とされている。
- ・佐賀県保健医療計画（第 6 次）との整合性を確保する必要がある
- ・本県における保健医療計画の二次保健医療圏と介護保険事業支援計画の老人福祉圏域は同一区域となっている。

②区域の設定

佐賀県における平成 26 年度の医療介護総合確保区域については、上記の区域設定における考え方を踏まえ、佐賀県保健医療計画（第 6 次）において設定された二次保健医療圏である 5 つの地域とする。

区域名	構成市町
中部	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡（吉野ヶ里町）
東部	鳥栖市、三養基郡（基山町、上峰町、みやき町）
北部	唐津市、東松浦郡（玄海町）
西部	伊万里市、西松浦郡（有田町）
南部	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡（大町町、白石町、江北町）、藤津郡（太良町）

2 次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2 次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

（異なる理由：

）

(3) 計画の目標の設定等

■佐賀県全体

① 佐賀県における医療・介護を取り巻く環境の現状と課題

【高齢化の状況及び認知症高齢者の状況と課題】

ア) 人口構成比率の変化

県民の高齢化が進んでおり、医療・介護が必要となる県民の割合の増加が予想される。

○佐賀県の高齢化の見込み

単位：(人・%)

	2010年	構成比	2025年	構成比	増加率
人口総数	854,762	—	774,676	—	-9.4
65歳以上	208,496	24.5	250,735	32.4	20.3
75歳以上	146,396	17.1	195,287	25.2	33.4

※国勢調査（H22年）、日本の地域別将来推計人口（H25年）

イ) 認知症高齢者の増加

認知症高齢者は、2025年には現状の約1.5倍に増えると予想され、認知症になっても地域で暮らしていける体制づくりが必要である。

○佐賀県における認知症高齢者（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）の将来推計

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
65歳以上人口(千人)	209	231	247	251
65歳以上人口対比	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%
「認知症高齢者の日常生活自立度」 Ⅱ以上の高齢者数の推計(人)	19,856	23,515	27,875	32,094

※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)の佐賀県の65歳以上人口に、厚労省資料の65歳以上人口対比の数値を乗じて算出

ウ) 世帯構成比率の変化

高齢者のみの世帯が増えていくことが予想され、それに伴い家族看護・介護力が低下すると考えられる。

○佐賀県における65歳以上の世帯の将来推計

	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)
65 歳以上の総世帯数	106,691	119,369	127,862	128,855
65 歳以上の単独世帯数	26,874	30,760	34,094	35,888
(65 歳以上の総世帯数に占める割合)	25.2%	25.8%	26.7%	27.9%
65 歳以上の夫婦のみ世帯数	29,498	33,390	36,156	36,781
(65 歳以上の総世帯数に占める割合)	27.6%	28.0%	28.3%	28.5%

※資料: 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2014 年 4 月推計)

【医療提供体制の現状と課題】

(現状)

ア) 医療機関等の状況

本県の人口 10 万人当たりの病院数、一般診療所数、病床数共に全国平均を上回っており、特に病床数は全国平均と比べてかなり過剰となっている。

(病院数)

□病院数 108 施設 (H24 年医療施設調査)

□12.8 施設／人口 10 万人当たり (全国：6.7 施設／人口 10 万人当たり)

(一般診療所数)

□694 施設 (H24 年医療施設調査)

□82.3 施設／人口 10 万人当たり (全国：77.9 施設／人口 10 万人当たり)

(病床数)

□人口 10 万人当たりの病床数 (第 6 次保健医療計画)

佐賀県：1,804.9 床 全国：1,244.3 床

イ) 医療従事者等の状況

(医師)

- ・県全体では、医療施設に従事する医師は増加傾向にあるが、地域ごと、又は診療科ごとでは、医師の偏在がみられる。

特に、西部保健医療圏における人口 10 万人当たりの医師数は県内では最も少なくなっている。

○人口 10 万人当たりの医師数の推移

単位：人

	H20 年	H22 年	H24 年
全国	212.9	219.0	226.5
佐賀県	239.6	245.0	249.8
中部保健医療圏	315.8	328.9	331.9
東部保健医療圏	154.8	156.2	161.8
北部保健医療圏	196.9	185.6	198.9
西部保健医療圏	149.2	150.4	156.9
南部保健医療圏	216.2	223.2	223.6

○出生児千対医師数の推移（産婦人科医・産科医）

単位：人

	H20 年	H22 年	H24 年
全国	9.5	9.9	10.5
佐賀県	8.8	9.0	9.9
中部保健医療圏	11.6	11.7	13.5
東部保健医療圏	3.4	2.7	2.6
北部保健医療圏	4.6	6.5	7.5
西部保健医療圏	8.7	8.0	8.4
南部保健医療圏	10.9	10.9	11.0

○15 歳未満小児千対医師数（小児科医）

単位：人

	H20 年	H22 年	H24 年
全国	0.9	0.9	1.0
佐賀県	0.8	0.9	0.9
中部保健医療圏	1.1	1.3	1.4
東部保健医療圏	0.7	0.7	0.6
北部保健医療圏	0.4	0.4	0.5
西部保健医療圏	0.5	0.4	0.4
南部保健医療圏	0.7	0.9	0.8

厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師調査（H24 年調査）

（看護職員）※看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

・平成 22 年に策定した「佐賀県看護職員需給見通し」では、平成 27 年末には 14,420.5 人（常勤換算）の需要見込みとなっているが、H24 年末の看護職員従事者届と比較すると 616.2 人の不足となっている。

□看護職員需給見通し

H24 年看護職員数 13,804.3 人（看護職員業務従事者届（H24））

H27 年看護職員必要数 14,420.5 人（佐賀県看護職員需給見通し）

（課題）

- ・安定した医療提供体制を確保するためには、このような医師の偏在の解消を含め、県内で従事する医療従事者の養成・確保が必要となる。
- ・医療の高度化・専門化に対応し、安全な医療を提供するため、また、多様化する県民のニーズに対応するため、更に超高齢社会における在宅医療提供体制を推進するために、看護職員を始めとした質の高い医療従事者の養成・確保を行う必要がある。

【在宅医療の現状と課題】

（現状）

- ・本県における在宅療養支援病院及び診療所の施設数は、共に全国平均を上回っている。
- ・平成 20 年の患者調査（厚生労働省）によれば、県内において往診や訪問診療など在宅医療を受けた推計患者数は 1 日当たり 600 人で、その 6 割は 75 歳以上の高齢者である。
- ・佐賀県の将来推計人口でも後期高齢者数がさらに増加する見込みであり、在宅医療の需要は、高齢化の進展や病院在院日数の短縮などから、今後ますます増加するものと予想される。
- ・在宅医療は、慢性期及び回復期患者の受け皿として、また、看取りを含む医療提供体制の基盤の一つとして期待されている。
- ・しかし、本県は自宅での看取り数が、全国で最も少ない県となっている。
- ・その背景として、在宅医療に不可欠な患者家族の理解・協力が得にくくなっていることや本県の人口 10 万人当たりの病床数が全国平均値よりもかなり上回っていることも要因と思われる。

□死亡場所の全国比較（H23 年人口動態調査）

自宅 佐賀県：8.0% 全国：12.5%

○佐賀県の在宅医療資源の全国比較

（九州厚生局データ H25 年）

在宅医療資源		人口 10 万人当たり	
		佐賀県	全国
在宅療養支援病院数	12 箇所	1.04	0.41
在宅療養支援診療所数	159 箇所	16.0	10.1
訪問看護ステーション	45 箇所	6.9	6.8

(課題)

- ・在宅医療での推進を図る上で、医療機関同士の連携のみならず、医療と介護等の多職種連携が不可欠で、入院時から退院後の在宅へのスムーズな移行を実現するためには、連携を促進して「顔の見える関係づくり」を構築する必要がある。
- ・患者が在宅医療を希望しても家族の理解や協力なしでは実現は不可能である。そのため在宅医療のサービス内容や意義を理解してもらうための普及啓発が必要である。
- ・在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院、診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院との円滑な連携による診療体制を確保することが必要である。
- ・在宅医療における24時間365日体制を確保するためには医療従事者の負担軽減が重要であり、今後は「在宅医療連携拠点機関」や「積極的支援を行う機関」等、各医療機関の役割を明確にし、各医療機関の連携や人材育成を図ることが必要である。
- ・訪問看護ステーションで就労する看護師の人員不足や夜間等24時間体制が不十分などの課題がある。また、在宅における医療依存度の高い患者の増加により、訪問看護師のスキルの向上が求められる。

② 佐賀県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

佐賀県においては、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を進めていくために、県全体の課題と医療介護総合確保区域の課題を解決し、県民が住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことを目標とする。

平成26年度計画の目標としては以下の目標掲げる。

○在宅医療提供体制の充実を図る

- ・多職種連携による在宅医療の推進（顔の見える関係の構築）
- ・在宅医療に取り組む人材確保及び研修等による人材育成
- ・県民（患者・家族）や市町に対する在宅医療の普及及び啓発活動

(目標値)

- ・訪問看護ステーション看護師数（常勤換算）
159.9人（H24年）→206.7人（H27年）
 - ・薬剤師居宅療養管理指導請求薬局数 67か所（H25年）→90か所（H27年）
 - ・日本救急医学会専門医数 28人（H25年）→33人（H29年）
 - ・※訪問看護師養成講習会修了者数 88人（H23年）→120人（H29年）
 - ・※在宅医療連携拠点機関の数 0か所（H23年）→8ヶ所（H29年）
- （※は佐賀県保健医療計画（第6次）の指標項目と目標値）

○質の高い医療従事者の確保

- ・人材の育成
- ・就業の促進及び復職支援
- ・勤務環境の改善等

(目標値)

- ・看護職員数(常勤換算) 13,804.3人(H24年)→14,420.5人(H27年)
- ・薬剤師復職者数 0人(H25年)→10人(H27年)
- ・日本救急医学会専門医数 28人(H25年)→33人(H29年)

③ 計画期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日

■中部(※医療介護総合確保区域ごとに記載)

① 中部医療介護総合確保区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

【医療提供体制の現状と課題】

- ・中部区域には大学病院、高機能病院や地域の基幹病院が複数あり、急性期医療の提供能力は高い。(全身麻酔数の偏差値55-65)
- ・患者の流入流出の割合が少ない地域である。
□中部圏内受診割合 入院：85.5% 外来：94.4%
(平成24年佐賀県国保・後期高齢者レセプト調査)

- ・人口10万人当たりの医師数は、331.9人と全国平均の226.5人をかなり上回っているため医療提供体制としては、県内において充実した地域である。

【在宅医療の現状と課題】

- ・在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションの数は県内で最も多い。
- ・訪問診療の実施率は、病院が48.7%、診療所が28.9%と県平均を下回っている

	中部		県全体	
	施設数	実施率(%)	施設数	実施率(%)
訪問診療(病院)	19	48.7	56	51.9
訪問診療(診療所)	92	28.9	236	34.1

(H24年度医療機能調査)

【中部医療介護総合確保区域の目標】

- 平成26年度においては、県全体の目標と同じとする。

② 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■東部

① 東部医療介護総合確保区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

【医療提供体制の現状と課題】

- ・地域の基幹病院は複数あるが、急性期医療の提供能力は低い（全身麻酔数の偏差値 35－45）
- ・福岡県の久留米医療圏に大学病院や高機能病院があるため久留米医療圏への移動が多くみられ、流出の方が多き医療圏である。

□東部圏内受診割合 入院：68.5% 外来：76.8%

（平成 24 年佐賀県国保・後期高齢者レセプト調査）

- ・人口 10 万人当たりの医師数は、161.8 人と全国平均の 226.5 人を下回っており、医師の偏在がみられる地域である。

【在宅医療の現状と課題】

- ・訪問診療の実施率は、病院が 28.6%と県内で最も低く、診療所では 43.6%と県内で最も高い状況である。

	東部		県全体	
	施設数	実施率 (%)	施設数	実施率 (%)
訪問診療（病院）	4	28.6	56	51.9
訪問診療（診療所）	41	43.6	236	34.1

（H24 年度医療機能調査）

【東部医療介護総合確保区域の目標】

- 平成 26 年度においては、県全体の目標と同じとする。

② 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■北部

① 北部医療介護総合確保区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

【医療提供体制の現状と課題】

- ・地域の中核となる病院があり、患者の流入流出が少ない比較的独立した地域と言える。

□北部圏内受診割合 入院：86.5% 外来：94.3%

（平成 24 年佐賀県国保・後期高齢者レセプト調査）

- ・人口 10 万人当たりの医師数は、198.9 人と全国平均の 226.5 人を下回っている。

【在宅医療の現状と課題】

- ・訪問診療の実施率は、病院が 50%、診療所が 40.4%と県平均並みの実施状況である。

	北部		県全体	
	施設数	実施率 (%)	施設数	実施率 (%)
訪問診療（病院）	9	50.0	56	51.9
訪問診療（診療所）	42	40.4	236	34.1

(H24 年度医療機能調査)

【北部医療介護総合確保区域の目標】

- 平成 26 年度においては、県全体の目標と同じとする。

② 計画期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■西部

① 西部医療介護総合確保区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

【医療提供体制の現状と課題】

- ・地域の中核となる病院（全身麻酔年間 500 件以上）がなく、特に入院治療が必要な患者の受診割合が低く、長崎県の医療圏への依存度が高い地域と言える。

□西部圏内受診割合 入院：69.5% 外来87.6%

（平成 24 年佐賀県国保・後期高齢者レセプト調査）

- ・人口 10 万人当たりの医師数は、156.9 人と全国平均の 226.5 人を大きく下回っているため、医師の養成と確保が必要である。

【在宅医療の現状と課題】

- ・訪問診療の実施率は、病院が 83.3%、と高く、逆に診療所が 29.5%と低くなっている。

(H24 年度医療機能調査)

	西部		県全体	
	施設数	実施率 (%)	施設数	実施率 (%)
訪問診療（病院）	10	83.3	56	51.9
訪問診療（診療所）	18	29.5	236	34.1

【西部医療介護総合確保区域の目標】

○平成26年度においては、県全体の目標と同じとする。

② 計画期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日

■南部

① 南部医療介護総合確保区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

【医療提供体制の現状と課題】

・高機能病院があり、急性期医療の提供能力は高いが（全身麻酔数の偏差値 55-65）、患者の流入流出は少ない、比較的独立した地域である。

□南部圏内受診割合 入院：84.0% 外来：89.9%

（平成24年佐賀県国保・後期高齢者レセプト調査）

・人口10万人当たりの医師数は、223.6人と全国平均の226.5人とほぼ同じである。

【在宅医療の現状と課題】

・訪問診療の実施率は、病院が56.0%と高く、診療所も37.4%と県平均よりも共に高くなっている。

	南部		県全体	
	施設数	実施率 (%)	施設数	実施率 (%)
訪問診療（病院）	14	56.0	56	51.9
訪問診療（診療所）	43	37.4	236	34.1

【南部医療介護総合確保区域の目標】

○平成26年度においては、県全体の目標と同じとする。

② 計画期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

- 平成 25 年 12 月 26 日および平成 26 年 3 月 13 日
県医師会と協議(議論の進め方、スケジュール、検討委員会の設置等)
- 平成 26 年 3 月 25 日
医療審議会で「検討会立ち上げ他、医療法等の改正概要」を説明
- 平成 26 年 5 月 16 日
第 1 回新たな財政支援制度に係る基金事業検討会開催 (協議の場設置)
- 平成 26 年 5 月 17 日以降
各提案団体と提案事業についてヒアリング開始
- 平成 26 年 7 月 3 日、平成 26 年 7 月 9 日、平成 26 年 7 月 29 日
県医師会との第二回目都道府県ヒアリングに向けての意見聴取
- 平成 26 年 7 月 31 日
県歯科医師会との第二回目都道府県ヒアリングに向けての意見聴取
- 平成 26 年 8 月 8 日
平成 26 年度基金の充当額 (県全体) について県医師会からの意見聴取
- 平成 26 年 8 月 12 日
平成 26 年度基金の充当額 (県全体) について県歯科医師会からの意見聴取
- 平成 26 年 9 月 8 日
 - ・ 第 2 回新たな財政支援制度に係る基金事業検討会開催
 - ・ 事業選定方針及び優先順位付けの考え方の意見聴取
 - ・ 平成 26 年度計画事業の概要と各事業についての意見聴取
- 平成 26 年 10 月 21 日
第 3 回新たな財政支援制度に係る基金事業検討会開催
平成 26 年度基金の内示額を受けての事業費の調整と県計画書に対する意見聴取

(2) 事後評価の方法

事後評価については、事業毎に設定した取組み目標の達成状況及び事業実施状況について、別途定める評価の視点や評価手法に従って、まずは事業実施者による自己評価 (評価に至った理由も含む) を行ってもらう。

その自己評価を踏まえ、事業毎に県としての評価を行う。

県計画に定めた県全体の目標についても同様の手続きで評価を行う。

次に、県計画事業としての評価結果をまとめ、基金事業の協議の場である「新たな財政支援制度に係る基金事業検討会」において評価結果に対する意見聴取を行い、必要に応じて見直しなどを行い、次年度の事業計画に活用していく。

なお、最終的な評価結果については、県HPなどを活用して公表することとしたい。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業						
事業名	精神科救急医療システム整備事業				【総事業費】 12,232 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	佐賀県						
事業の目標	<p>精神科救急医療システムを整備することにより、精神科の救急患者をスムーズに医療に結びつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急情報センターへの相談件数 ：H26 年度データなし→H27 年度 600 件 措置入院になった患者数：H25 年度 36 件→H27 年度 31 件 						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	精神科救急医療システムにおける当番病院（県内 1 か所）を補助するため、1 日 2 回救急の外来受診や入院対応が可能な病院の登録を現在 F A Xで行っているが、病院間の情報共有及び連携を強化し、各病院及び精神科救急情報センターの従事職員の仕事の効率化を図るため、事業の実施主体である県が、県内の精神科病院をつなぐ I C T 環境を整備する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		12,232(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	8,155(千円)
		基金	国	8,155(千円)		民	0(千円)
			都道府県	4,077(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) 0(千円)
		その他		0(千円)			
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅リハビリテーション機能支援事業				【総事業費】	30,574 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	一般社団法人佐賀県医師会（佐賀県リハビリテーション支援センター）、在宅リハビリテーション広域支援センター（5 医療機関）						
事業の目標	リハビリテーション支援センターの機能充実を図り、在宅医療に果たす役割を強化する。 在宅リハビリテーション関係の相談件数 69 件（H25） → 250 件（H29）						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	主に脳卒中等による機能障害対策として設置している佐賀県リハビリテーション支援センター及び在宅リハビリテーション広域支援センターが、在宅医療提供機関と連携して包括的に地域における適切なサービスが提供できるよう、リハビリ専門職の確保や広域支援センター専属職員の配置等により、リハビリ相談業務や実地指導、研修等のサービス提供を強化して各センターの機能充実を図り、在宅医療に果たす役割を強化するために必要な支援を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		30,574(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	13,716(千円)			民
	都道府県		6,858(千円)				
	その他	10,000(千円)				うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)	
備考 (注 4)	平成 26 年度 128 (千円) 平成 27 年度 10,223 (千円) 平成 28 年度 10,223 (千円)						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	高齢者等の摂食嚥下機能回復連携推進事業				【総事業費】 2,720 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	一般社団法人佐賀県歯科医師会						
事業の目標	摂食嚥下機能回復スペシャリストが中心となって、多職種との連携を図り、在宅等における歯科保健対策を充実・強化する。 摂食嚥下機能回復ケースカンファレンス件数 0 件 (H26) → 20 件 (H28)						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日						
事業の内容	佐賀県歯科医師会が行う歯科医師を対象とした摂食嚥下機能回復のスペシャリスト養成研修及び養成されたスペシャリストが中心となって、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等の他職種との連携を図るための研修やケースカンファレンスの実施を支援する。 事業の企画、運営に際しては、委員会を設置し検討する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,720(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
	基金	国		1,814(千円)		民	1,814(千円)
		都道府県		906(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
	その他			(千円)			(千円)
備考 (注 4)	平成 26 年度 260 (千円) 平成 27 年度 1,246 (千円) 平成 28 年度 1,214 (千円)						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	精神障害者早期退院・地域定着支援事業				【総事業費】	2,322 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	各精神科病院						
事業の目標	<p>精神科病院における患者の退院支援を強化することにより、精神障害者の地域移行を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 招聘した地域相談支援者延数：H26 年度データなし→H27 年度 456 人 ・ 1 年次退院率：平成 23 年度 84.9%→平成 27 年度 89% 						
事業の期間	平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	<p>地域における医療と福祉の連携体制を整備し、精神疾患患者の長期入院を防止するため、入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を、精神科医療機関で開催される退院支援委員会等に招聘するための費用について、県から医療機関に対し補助を行う。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,322(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	187(千円)
		基金	国	1,548(千円)		民	1,361(千円)
			都道府県	774(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		0(千円)			0(千円)
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	訪問看護サポートセンター運営費補助事業				【総事業費】 900 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	公益社団法人 佐賀県看護協会						
事業の目標	<p>在宅医療の体制を充実させるため、訪問看護に関する人材育成研修や訪問看護のサポート体制整備等を行い、訪問看護職員の定着を図る。</p> <p>■訪問看護ステーション看護職員数（常勤換算） 現状：159.9 人（H24.12 末）⇒目標：206.7 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 訪問看護職員需要数</p>						
事業の期間	平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月 31 日（毎年度実施）						
事業の内容	<p>佐賀県看護協会が以下の事業を実施した場合、その必要経費に対し、県が補助を行う。</p> <p>1. 訪問看護の人材育成及び人材確保のための事業</p> <p>○人材育成・人材確保事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅ターミナルケア、小児看護に関する研修 ・訪問看護ステーション管理者の養成研修 ・訪問看護事業所と医療機関等の看護師との合同研修 <p>○小規模事業所支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任看護師の現地研修受入支援 ・医療機関から訪問看護事業所への交流派遣事業 <p>2. 訪問看護サポート体制の整備</p> <p>○医療機関等からの相談対応</p> <p>○訪問看護の普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のための研修会等の実施 						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		900(千円)	基金充当額	公	(千円)
		基金	国	453(千円)	(国費)		

		都道府県	227(千円)	における 公民の別 (注2)	民	453(千円)
		その他	220(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
備考(注4)						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	薬剤師在宅医療連携推進支援事業				【総事業費】	3,308 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	一般社団法人佐賀県薬剤師会						
事業の目標	地域ケア会議等に参加する薬剤師の養成やサポート体制整備を行い、地域における多職種との連携支援と在宅医療の推進を図る。 ・薬剤師居宅療養管理指導請求薬局数 67 (H25) → 90 (H27)						
事業の期間	平成27年1月～平成28年3月31日						
事業の内容	在宅医療・介護サービスの充実のために県薬剤師会が実施する地域ケア会議への薬剤師の参加支援、地域の在宅医療を推進するために行う研修会、在宅治療等に使用される無菌製剤の調製に必要な実務研修会、服薬管理・援助・指導に関する視点を盛り込んだ介護支援アセスメントシートの作成等の事業について補助を行うことにより、多職種との連携を支援し在宅医療の推進を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		3,308(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	2,205(千円)		民	2,205(千円)
			都道府県	1,103(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26:1,154 千円 H27:2,154 千円						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業													
事業名	地域住民への在宅医療啓発事業			【総事業費】	11,072 千円									
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域													
事業の実施主体	各地区医師会													
事業の目標	<p>各地区医師会単位で市民公開講座を実施し、県民の在宅医療への理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民公開講座開催地区数 0カ所 (H25) → 8カ所 (H28) <p>※相談窓口整備と時期を合わせて、公開講座を開催予定のため、3年間事業で実施</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">在宅医療相談窓口整備予定時期</th> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>2地区医師会</td> <td>3地区医師会</td> <td>3地区医師会</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 市民公開講座参加人数 0名 (H25) → 688名 (H28) ※8カ所合計人数 					在宅医療相談窓口整備予定時期			平成26年度	平成27年度	平成28年度	2地区医師会	3地区医師会	3地区医師会
在宅医療相談窓口整備予定時期														
平成26年度	平成27年度	平成28年度												
2地区医師会	3地区医師会	3地区医師会												
事業の期間	平成27年1月～平成29年3月31日													
事業の内容	市民公開講座開催にかかる講師謝金、会場使用料、広報費等を補助する。													
事業に要する費用の額	金額	総事業費	11,072 (千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注2)	公	0(千円)								
	基金	国	7,381 (千円)		民	7,381 (千円)								
		都道府県	3,691 (千円)			うち受託事業等(再掲)(注3)								
	その他		0(千円)			0(千円)								
備考(注4)	(H26) 2,768 千円 (H27) 4,152 千円 (H28) 4,152 千円													

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療支援体制の地域モデル構築事業				【総事業費】	205,498 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	佐賀大学医学部附属病院						
事業の目標	<p>在宅救急医療支援センター（仮称）を整備し、救急医に対する研修会や在宅医療ガイドラインを作成することで、終末期医療を支える救急専門医を育成する。また、救急医を在宅療養者の元へ派遣し、訪問診療における人材の確保を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期対応研修（任意の研修）実施回数 0回（H25）→13回（H29）※H26は年間1回開催 日本救急医学会専門医数 28人（H25）→33人（H29） 						
事業の期間	平成27年1月～平成30年3月31日						
事業の内容	在宅救急医療支援センター（仮称）の人件費や救急医研修開催費、センターや在宅医療にかかる普及啓発費を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		205,498 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	136,999 (千円)
		基金	国	136,999 (千円)		民	0(千円)
			都道府県	68,499 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
		その他		0(千円)			
備考 (注4)	(H26) 38,398 千円 (H27) 55,700 千円 (H28) 55,700 千円 (H29) 55,700 千円						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	医療連携体制強化事業				【総事業費】	11,238 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館						
事業の目標	<p>スムーズな在宅移行及び患者のよりよい療養環境獲得をめざし、地域の医療機関との連携強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介患者数 10,834 人 (H25) →11,400 人 (H26) ・逆紹介率 56% (H25) →60% (H26) 						
事業の期間	平成27年1月～平成27年3月31日						
事業の内容	地域医療機関との間で画像やレポートをオンラインで共有できる地域医療センターを整備し、センター運営に係る人件費や設備整備費を補助する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		11,238 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	3,746(千円)
		基金	国	3,746 (千円)		民	0(千円)
			都道府県	1,873(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		5,619(千円)			
備考 (注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療拠点整備事業				【総事業費】	23,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館						
事業の目標	在宅医療の相談支援センターを整備し、専門的に相談を受けることにより、患者、家族、訪問診療等への支援体制を確立する。 ・相談件数 5,117 件 (H25) →5,500 件 (H26)						
事業の期間	平成27年1月～平成27年3月31日						
事業の内容	在宅医療の相談支援センター設置のため、相談員の人件費や施設整備、パソコン等の設備整備に対して補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		23,000 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	8,555 (千円)
		基金	国	8,555 (千円)		民	0(千円)
			都道府県	4,278 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他	10,167(千円)	0(千円)			
備考 (注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	歯科衛生士等養成所施設・設備整備事業				【総事業費】 5,756 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	各歯科衛生士等養成学校						
事業の目標	<p>義務教育課程での I C T 環境下による教育環境を踏まえ、歯科衛生士等養成学校においても I C T を活用した教育環境を導入し、教育内容を充実させ、質の高い医療を提供できる人材を育成する。</p> <p>○映像を使用した講義実施率 1 年生 75% (H25) → 80% (H27) 2 年生 45% (H25) → 60% (H27)</p> <p>○歯科衛生士国家試験合格率 100% (H25) → 現状維持 (H27)</p> <p>○模擬試験平均点 122 点 (H25) → 132 点 (H27)</p>						
事業の期間	平成 2 7 年 1 月～平成 2 7 年 3 月 3 1 日						
事業の内容	I C T 環境整備のために電子黒板等の関連機器の整備に対し補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		5,756(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	1,919(千円)		民	1,919(千円)
			都道府県	960(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		2,877(千円)			(千円)
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性医師等就労支援事業				【総事業費】 18,233 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内医療機関						
事業の目標	女性医師等の離職防止・復職支援を図ることで、医療機関における医師を安定的に確保する。 相談窓口設置数 1ヶ所（H25年度）⇒現状維持（H26年度） 年間復職医師数 1名（H25年度）⇒2名（H26年度）						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日（毎年度実施）						
事業の内容	<p>離職後の再就労やキャリア形成等に不安を抱える女性医師等に対し、復職のための研修受け入れ機関の紹介やキャリア支援等に関する助言を行う相談窓口を設置する。</p> <p>また、医療機関が以下の事業を実施した場合、その必要経費に対し、県が補助を行う。</p> <p>1. 病院研修事業 女性医師等の復職研修受入を可能とする医療機関が研修プログラムを作成し、指導医のもと復職研修を実施する。</p> <p>2. 就労環境改善事業 短時間正規雇用制度の導入等、医療機関において仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		18,233(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	3,997(千円)
		基金	国	5,812(千円)		民	1,815(千円)
			都道府県	2,906(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他	9,515(千円)				
備考(注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	女性薬剤師復職支援事業				【総事業費】 1,506 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	一般社団法人佐賀県薬剤師会						
事業の目標	女性薬剤師の復職支援・離職防止を図ることで地域医療機関である薬局の薬剤師を確保する。 ・事業参加者の復職者数 0人（H25）→10人（H27）						
事業の期間	平成27年1月～平成28年3月31日						
事業の内容	県薬剤師会が実施する薬剤師の離職者へ、復職を円滑にするために行う電子化されたレセプトコンピューターに係る機器操作研修や仕事と育児の両立に役立つ地域内の保育事業所の情報提供そのほかの情報発信などについて補助を行い、薬剤師の復職を支援し、地域医療機関である薬局の勤務環境の改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,506(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	1,004(千円)			民
			都道府県	502(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)	
		その他	(千円)	(千円)			
備考(注4)	H26:1,181 千円 H27:325 千円						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	産科医等確保支援事業				【総事業費】	90,332 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内の各医療機関						
事業の目標	分娩を取扱う産科医や助産師に分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて、減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。 ・ 出生時千対産科医師数 9.9 人 (H24) → 現状維持 (H26) ※H24 数値：全国水準 10.5 人、佐賀県 9.9 人						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	分娩を取扱う産科医や助産師に分娩手当を支給する産科医療機関に対して、手当支給経費の補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		90,332(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	2,933 (千円)
		基金	国	16,166 (千円)		民	13,233 (千円)
			都道府県	8,083 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注3)
		その他		66,083(千円)		0(千円)	
備考 (注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	救急勤務医等支援事業				【総事業費】	134,672 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域					
事業の実施主体	県内の救急告示医療機関及び病院群輪番制参加医療機関					
事業の目標	休日及び夜間において救急医療に従事する医師等に対し、救急勤務医手当及びオンコール手当を支給し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇を改善し、救急医療体制の確保を図る。 ・救急告示医療機関数48カ所（H25）→現状維持（H26）					
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日					
事業の内容	休日及び夜間勤務における救急勤務医手当及びオンコール手当を支給する県内の救急告示医療機関及び病院群輪番制参加医療機関に対して、その経費を補助する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費	134,672(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	12,467 (千円)
	基金	国	14,365(千円)		民	1,898 (千円)
		都道府県	7,182(千円)			
	その他	113,125(千円)	うち受託事業等 (再掲)(注3) 0(千円)			
備考(注4)						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急地域医師研修事業				【総事業費】 546千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	地域の医師に対し、小児救急医療及び小児医療に関する知識・技術の習得を促し、県内各地域における小児患者への医療提供体制の充実を図る。 ・研修参加人数 80名 (H25) →現状維持 (H26) ・小児死亡率 0.24 (H23) →全国平均より低い値を維持 (H26)						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日						
事業の内容	地域の医師に対し、小児救急医療及び小児医療に関する知識・技術の習得を促すための研修会を実施する。(一般社団法人佐賀県医師会に委託)						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		546(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	0(千円)
		基金	国	364(千円)		民	364(千円)
			都道府県	182(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		0(千円)		364(千円)	
備考(注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	小児救急電話相談事業				【総事業費】 8,115 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>ケガや急病になった子どもの患者家族からの相談を受け付け、適切な対処方法や受診の要否を助言することにより、保護者の不安を軽減し、傷病程度に応じた適切な受診を促すことを通じ、効率的かつ効果的な小児救急医療体制の整備に資する。</p> <p>・相談件数 1999 件 (H25) → 現状維持 (H26)</p>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日						
事業の内容	子どもの夜間のケガや急病で、対処に戸惑う患者家族からの電話相談事業を委託する。(委託先：佐賀大学医学部附属病院)						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		8,115 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	5,410(千円)
		基金	国	5,410 (千円)		民	0(千円)
			都道府県	2,705 (千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		0(千円)		5,410 (千円)	
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	訪問看護ステーション規模拡大支援事業				【総事業費】	300,000 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	訪問看護ステーション						
事業の目標	<p>訪問看護ステーションの規模拡大に向けた初期支援を実施することにより、訪問看護サービスの対応力の向上を図る。</p> <p>○訪問看護ステーションに勤務する看護師・准看護師数 213人 (H24) ⇒ 253人 (H28)</p>						
事業の期間	平成27年1月1日～平成29年3月31日						
事業の内容	<p>訪問看護ステーションの規模拡大に向けて、新規訪問看護職員の雇用(人材確保・育成)及び備品整備に係る初期費用等に対し補助を行う。</p> <p>(1) 訪問看護初期研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先輩訪問看護師との同行訪問等、OJTによるスキルアップ ・地域の介護保険施設及び他のステーション等における臨地実習 ・その他、ステーションの実情に応じた人材育成 等 <p>(2) 訪問車両、ICT機器等の備品整備</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		300,000(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	160,000(千円)		民	160,000 (千円)
			都道府県	80,000(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		60,000(千円)			
備考(注4)	平成26年度 48,000 (千円)		平成27年度 96,000 (千円)				
	平成28年度 96,000 (千円)						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員研修事業費補助				【総事業費】	37,296 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内各医療機関						
事業の目標	<p>新人看護職員の離職防止・職場定着を図るため、病院等が行う新人看護職員研修を支援することにより、看護職員確保を目指す。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3 人（H24.12 末）⇒目標：14,420.5 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 看護職員需要数</p> <p>■離職率が改善した（維持含む）施設割合 現状：51%（H25）⇒目標：65%（H26）</p>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日（毎年度実施）						
事業の内容	病院等が、「新人看護職員研修ガイドライン」に示された項目に沿って新人看護職員に対する研修を行った場合、その必要経費に対し、県が補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		37,296(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	4,094(千円)
		基金	国	6,747(千円)		民	2,653(千円)
			都道府県	3,374(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3) (千円)
		その他		27,175(千円)			
備考(注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	がん看護師育成事業				【総事業費】 702 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	佐賀県						
事業の目標	<p>かかりつけ医等の看護師を対象にがん看護の研修会を開催することにより、地域におけるがん医療の推進を図る。</p> <p>研修会に参加した看護師数 61名 (H25) → 70名以上 (H26)</p> <p>かつ、研修会に参加した看護師のうち、がん診療連携拠点病院以外の医療機関に属する看護師の割合 80%以上</p>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 (毎年度実施)						
事業の内容	<p>高齢化の進展に伴い、がん分野における在宅医療の推進が求められている現状に鑑み、地域におけるがん医療の推進を図るため、主に在宅医療を担う、かかりつけ医や訪問看護ステーション等の看護師を対象に、がん看護の正しい知識と多職種連携について学ぶ研修を (公財) 佐賀県看護協会に委託し実施する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		702(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	468(千円)			
			都道府県	234(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)	
		その他	0(千円)	468(千円)			
備考 (注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員多施設合同研修事業				【総事業費】 978千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>新人看護職員の離職防止・職場定着を図るため、各医療機関が行う新人看護職員研修を補完するための研修会を実施することにより、看護職員確保を目指す。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3人（H24.12末）⇒目標：14,420.5人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」によるH27看護職員需要数</p>						
事業の期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日（毎年度実施）						
事業の内容	「新人看護職員研修ガイドライン」に沿った新人看護職員研修を、自施設単独で完結できない病院等を対象に、研修を補完するために研修会を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		978(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	652(千円)		民	652(千円)
			都道府県	326(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)		652(千円)	
備考(注4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	新人看護職員教育担当者研修事業				【総事業費】 1,009 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>新人看護職員の離職防止・職場定着を図るため、各医療機関の新人看護職員研修体制を構築するための研修会を実施することにより、看護職員確保を目指す。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3 人（H24.12 末）⇒目標：14,420.5 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 看護職員需要数</p>						
事業の期間	平成 26 年 8 月 12 日～平成 27 年 3 月 31 日（毎年度実施）						
事業の内容	各施設の教育担当者に、「新人看護職員研修ガイドライン」に示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得させ、研修実施病院等における適切な研修実施体制を確保することを目的として研修会を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		1,009(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	673(千円)			民
			都道府県	336(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3)	
		その他	(千円)				
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業				【総事業費】 2,040 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>実習指導者を対象とした研修会を行うことにより、看護師等養成所の実習施設の確保及び実習指導施設における教育体制を充実させ、質の高い看護職員の確保を目指す。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3 人（H24.12 末）⇒目標：14,420.5 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 看護職員需要数</p> <p>■県内養成所の実習施設数 現状：349 施設（H26.3）⇒目標：354 施設（H27.3）</p>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 18 日～平成 27 年 3 月 31 日（毎年度実施）						
事業の内容	各施設において実習指導の任にある者（予定の者を含む）に対し、看護教育における実習の意義並びに実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように、必要な知識、技術を習得させることを目的として研修会を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		2,040(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	1,360(千円)		民	1,360(千円)
			都道府県	680(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3)
		その他		(千円)		1,360(千円)	
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護師等養成所運営費補助				【総事業費】	1,144,608 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内各看護師等養成所						
事業の目標	<p>各看護師等養成所における教育体制を充実させることにより、質の高い看護職員を確保するとともに、県内への看護職員定着を図る。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3 人（H24.12 末）⇒目標：14,420.5 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 看護職員需要数</p> <p>■卒業者の県内就業者数 現状：549 人（H26.3 末）⇒目標：625 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 新卒看護職員供給数</p>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（毎年度実施）						
事業の内容	看護師等養成所の教育内容の向上並びに養成力の拡充を図るため、その運営に要した経費等に対し、県が補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費	1,144,608 (千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)	
		基金	国		114,667 (千円)	民	114,667(千円)
			都道府県		57,333 (千円)		
		その他			972,608(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所運営費補助				【総事業費】 21,792 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内各医療機関						
事業の目標	<p>看護職員の離職防止・再就業促進を図るため、病院内保育所を運営している医療機関に対し補助を行い、県内への看護職員定着につなげる。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3 人（H24.12 末）⇒目標：14,420.5 人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」による H27 看護職員需要数</p>						
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（毎年度実施）						
事業の内容	医療従事者の離職防止及び未就業者の再就業の促進を図るため、病院等の開設者が、従事する職員のために保育施設を設置し、その運営を行うために要した保育師等人件費に対し県が補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		21,792(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 2)	公	(千円)
		基金	国	9,684(千円)		民	9,684(千円)
			都道府県	4,842(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注 3) (千円)
		その他		7,266(千円)			
備考 (注 4)							

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	病院内保育所施設整備事業費補助				【総事業費】	544,507千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県内各医療機関						
事業の目標	<p>看護職員の離職防止・再就業促進を図るため、病院内保育所を整備し、県内への看護職員定着につなげる。</p> <p>■看護職員数（常勤換算）</p> <p>現状：13,804.3人（H24.12末）⇒目標：14,420.5人（H27）</p> <p>*目標は、「第七次看護職員需給見通し」によるH27看護職員需要数</p>						
事業の期間	平成27年1月～平成28年3月31日						
事業の内容	看護職員確保のため、医療法人等が行う病院内保育所施設整備に要した経費に対し、県が補助を行う。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		544,507(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	8,833(千円)		民	8,833(千円)
	都道府県		4,417(千円)	うち受託事業等 (再掲)(注3)			
	その他	531,257(千円)		(千円)			
備考(注4)	H26：4,197千円、H27：9,053千円						

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業						
事業名	看護職員就職支援事業				【総事業費】 956千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域						
事業の実施主体	県						
事業の目標	<p>再就業を支援する研修会及び医療機関における多様な勤務形態を促進する研修会を開催し、県内への看護職員定着を図る。</p> <p>■看護職員数（常勤換算） 現状：13,804.3人（H24.12末）⇒目標：14,420.5人（H27） *目標は、「第七次看護職員需給見通し」によるH27看護職員需要数</p> <p>■研修受講者のうち再就業者数 現状：7名（H25）⇒目標：9名（H26）</p>						
事業の期間	平成26年8月20日～平成27年3月31日						
事業の内容	<p>保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の有資格者で、長年実務から離れていたが再就業を希望する者に対し、再就業支援のための研修会を開催し、現場感覚を取り戻し、最新の看護知識や技術を習得し、安心して復帰できるよう支援を行う。</p> <p>また、特に中小医療機関の管理者等に対し、ワークライフバランスや多様な勤務形態などの課題について、医療機関等の看護職員の不足解消を図るための研修会を実施する。</p>						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		956(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	637(千円)		民	637(千円)
			都道府県	319(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)			637(千円)
備考(注4)							